

第 5 1 号議案

専 決 処 分 に つ い て

令和 6 年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、令和 7 年 3 月 31 日付けで専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

新宮町長 桐 島 光 昭

理 由

令和 6 年度の国民健康保険税等が確定したことなどのため、令和 6 年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、
令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

新宮町長

桐島 孝昭

令和 6 年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算

令和 6 年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 4 8 , 4 7 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 , 3 7 7 , 0 0 1 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 3 1 日提出

新宮町長 桐 島 光 昭

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険税	504,737	7,745	512,482
	1 国民健康保険税	504,737	7,745	512,482
4	県支出金	1,861,439	△211,852	1,649,587
	1 県補助金	1,861,439	△211,852	1,649,587
5	繰入金	233,556	△44,114	189,442
	1 他会計繰入金	233,556	△44,114	189,442
7	諸収入	3,026	△258	2,768
	1 延滞金加算金及び過料	2,001	536	2,537
	2 雑入	1,025	△794	231
歳 入 合 計		2,625,480	△248,479	2,377,001

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	54,189	△1,453	52,736
	1 総務管理費	53,883	△1,453	52,430
2	保険給付費	1,836,897	△242,790	1,594,107
	1 療養諸費	1,572,682	△197,416	1,375,266
	2 高額療養費	253,072	△42,145	210,927
	3 移送費	30	△30	0
	4 出産育児諸費	10,008	△3,024	6,984
	5 葬祭諸費	1,080	△150	930
	6 傷病手当金	25	△25	0
3	国民健康保険事業費納付金	699,775	0	699,775
	1 医療費給付費分	471,331	0	471,331
	2 後期高齢者支援金等分	176,023	0	176,023
	3 介護納付金分	52,421	0	52,421
4	保健事業費	26,153	△3,350	22,803
	1 特定健康診査等事業費	25,855	△3,350	22,505
	2 保健事業費	298	0	298
5	諸支出金	3,466	△886	2,580
	1 償還金及び還付加算金	3,466	△886	2,580
歳 出 合 計		2,625,480	△248,479	2,377,001

1 総括
(歳入)

歲入合計	2,625,480	△248,479	2,377,001
------	-----------	----------	-----------

[illegible]

2	歳入	
1	款 国民健康保険税	7,745千円
	1 項 国民健康保険税	7,745千円

目	補正前の額	補正額	計
1 一般被保険者国民健康保険税	千円 504,734	千円 7,748	千円 512,482
2 退職被保険者等国民健康保険税	3	△3	0
計	504,737	7,745	512,482

4 款 県支出金		△211,852千円	
1 項 県補助金		△211,852千円	
1 保険給付費等交付金	1,861,439	△211,852	1,649,587

節		説明
区分	金額	
1 医療給付費分 現年課税分	千円 7,353	医療給付費分現年課税分 千円 7,353
2 医療給付費分 滞納繰越分	△2,076	医療給付費分滞納繰越分 △2,076
3 後期高齢者支 援金分現年課 税分	2,677	後期高齢者支援金分現年課税分 2,677
4 後期高齢者支 援金分滞納繰 越分	1,058	後期高齢者支援金分滞納繰越分 1,058
5 介護納付金分 現年課税分	△1,264	介護納付金分現年課税分 △1,264
1 医療給付費分 滞納繰越分	△1	医療給付費分滞納繰越分 △1
2 後期高齢者支 援金分滞納繰 越分	△1	後期高齢者支援金分滞納繰越分 △1
3 介護納付金分 滞納繰越分	△1	介護納付金分滞納繰越分 △1

1	普通交付金	△227,619	普通交付金	△227,619
---	-------	----------	-------	----------

4 款 県支出金

1 項 県補助金

△211, 852千円

△211, 852千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
計	1, 861, 439	△211, 852	1, 649, 587

5 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

△44, 114千円

△44, 114千円

1 一般会計繰入金	233, 556	△44, 114	189, 442
計	233, 556	△44, 114	189, 442

7 款 諸収入

1 項 延滞金加算金及び過料

△258千円

536千円

1 一般被保険者延滞金	2, 000	537	2, 537
2 退職被保険者等延滞金	1	△1	0
計	2, 001	536	2, 537

節		説 明
区 分	金 額	
2 特別交付金	千円 15, 767	特別交付金 千円 15, 767

2 職員給与費等繰入金	△1, 453	職員給与費等繰入金	△1, 453
3 出産育児一時金等繰入金	△2, 016	出産育児一時金等繰入金	△2, 016
4 財政安定化支援事業繰入金	716	財政安定化支援事業繰入金	716
7 その他一般会計繰入金	△41, 361	その他一般会計繰入金	△41, 361

1 一般被保険者延滞金	537	一般被保険者延滞金	537
1 退職被保険者等延滞金	△1	退職被保険者等延滞金	△1

7 款 諸収入

2 項 雑入

△258千円

△794千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 雑入	千円 1, 025	千円 △794	千円 231
計	1, 025	△794	231

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑入	千円 △794	雑入 千円 △794

3 歳 出

1 款 総務費	△1,453千円
1 項 総務管理費	△1,453千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 52,413	千円 △1,453	千円 50,960	千円	千円	千円 △1,453	千円
計	53,883	△1,453	52,430	0	0	△1,453	0

2 款 保険給付費	△242,790千円
1 項 療養諸費	△197,416千円

1 一般被保険者療養給付費	1,552,477	△196,409	1,356,068	△196,409			
2 一般被保険者療養費	16,640	△816	15,824	△816			
3 審査支払手数料	3,565	△191	3,374				△191
計	1,572,682	△197,416	1,375,266	△197,225	0	0	△191

2 款 保険給付費	△242,790千円
2 項 高額療養費	△42,145千円

1 一般被保険者高額療養費	252,972	△42,045	210,927	△42,045			
2 一般被保険者高額介護合算療養費	100	△100	0	△100			
計	253,072	△42,145	210,927	△42,145	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
11 役務費	千円 △150	郵便料金 千円 △150
12 委託料	△1,303	第三者求償事務委託料 △75 国保診療報酬明細書点検委託料 △1,228

18 負担金補助及び交付金	△196,409	一般被保険者療養給付費負担金 △196,409
18 負担金補助及び交付金	△816	一般被保険者療養費負担金 △816
18 負担金補助及び交付金	△191	療養給付費及び療養費審査支払手数料負担金 △191

18 負担金補助及び交付金	△42,045	一般被保険者高額療養費負担金 △42,045
18 負担金補助及び交付金	△100	一般被保険者高額介護合算療養費負担金 △100

2 款 保険給付費

3 項 移送費

△242, 790千円

△30千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者移送費	千円 30	千円 △30	千円 0	千円 △30	千円	千円	千円
計	30	△30	0	△30	0	0	0

2 款 保険給付費

4 項 出産育児諸費

△242, 790千円

△3, 024千円

1 出産育児一時金	10, 008	△3, 024	6, 984			△2, 016	△1, 008
計	10, 008	△3, 024	6, 984	0	0	△2, 016	△1, 008

2 款 保険給付費

5 項 葬祭諸費

△242, 790千円

△150千円

1 葬祭費	1, 080	△150	930				△150
計	1, 080	△150	930	0	0	0	△150

2 款 保険給付費

6 項 傷病手当金

△242, 790千円

△25千円

1 傷病手当金	25	△25	0				△25
計	25	△25	0	0	0	0	△25

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	千円 △30	一般被保険者移送費補助金 千円 △30

18 負担金補助及び交付金	△3, 024	出産育児一時金補助金 △3, 024

18 負担金補助及び交付金	△150	葬祭費補助金 △150

18 負担金補助及び交付金	△25	傷病手当金 △25

3 款 国民健康保険事業費納付金0千円

1 項 医療費給付費分0千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者医療給付費分	千円 471,331	千円 0	千円 471,331	千円 7,755	千円	千円	千円 △7,755
計	471,331	0	471,331	7,755	0	0	△7,755

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	財源更正

3 款 国民健康保険事業費納付金0千円

2 項 後期高齢者支援金等分0千円

1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	176,023	0	176,023	3,452			△3,452
計	176,023	0	176,023	3,452	0	0	△3,452

		財源更正

3 款 国民健康保険事業費納付金0千円

3 項 介護納付金分0千円

1 介護納付金分	52,421	0	52,421	1,065			△1,065
計	52,421	0	52,421	1,065	0	0	△1,065

		財源更正

4 款 保健事業費△3,350千円

1 項 特定健康診査等事業費△3,350千円

1 特定健康診査等事業費	25,855	△3,350	22,505	3,492			△6,842
計	25,855	△3,350	22,505	3,492	0	0	△6,842

12 委託料	△3,350	特定健康診査委託料	△2,378
		特定保健指導委託料	△730
		特定健診未受診者医療情報収集事務委託料	△242

4 款 保健事業費△3, 350千円

2 項 保健事業費0千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健事業費	千円 298	千円 0	千円 298	千円 3	千円	千円	千円 △3
計	298	0	298	3	0	0	△3

5 款 諸支出金△886千円

1 項 償還金及び還付加算金△886千円

1 一般被保険者保険税還付金	2, 500	△786	1, 714				△786
2 退職被保険者等保険税還付金	100	△100	0				△100
計	3, 466	△886	2, 580	0	0	0	△886

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円 財源更正

22 償還金利子及び割引料	△786	一般被保険者国民健康保険税還付金△786
22 償還金利子及び割引料	△100	退職被保険者等国民健康保険税還付金△100